

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査

質問票

(現在認定こども園ではない私立幼稚園向け)

まず最初に、貴施設の基本情報を記入してください。

1. 施設名
2. 設置者名
3. 所在市町村名
4. 認可された園則上の収容定員（認可定員） 人
※定員数は、平成26年5月1日現在の状況を記入してください。

次に、貴施設の平成 26 年度現在の利用状況について記入してください。

1. 在籍園児数

満 3 歳以上の幼児 人

※平成 26 年 5 月 1 日現在の状況を記入してください。

上記のうち平成 25 年度中に満 3 歳児となったため入園した者（平成 22 年 4 月 2 日～平成 23 年 4 月 1 日生まれの者に限る。） 人

2. 園児の居住市町村別の内訳

ア 全園児が施設の所在市町村に居住している。

イ 施設の所在市町村以外の市町村から通う園児がいるが、内訳は特に把握していない。

ウ 園児の居住市町村の状況を把握している。⇒内訳を記入してください。

※満 3 歳以上の幼児（平成 26 年 5 月 1 日現在）

市町村 の名称						
園児数						

3. 預かり保育の状況

ア 実施していない。

イ 実施している。⇒平日、休業日（土曜日、日曜日及び祝日）及び長期休業日（夏期、冬期及び春期休業日）における 1 日当たり利用人数、1 日の開園時間（教育時間と預かり保育の最大実施時間の合計）並びに担当職員数を記入してください。

	1 日当たり利用 人数	1 日の開園時間	実施時の担当職 員数
平日			
休業日			
長期休業日			

※対象期間はH26.4月～6月末現在までです。（把握できている日までで良いです。）

※実施していないところは空欄のままお願い致します。

※1日当たり利用人数・実施時の担当職員数については、延べ人数÷開園日数でお願いします。

※1日の開園時間は通知等でお示ししている基本的な開園時間を記載して下さい。

※長期休業日については、H25実績を参考にしたH26見込みの数字でお願いします。

4. 上記3の状況について、平成27年度以降の状況が大きく変更する見込みである場合は、その旨及び見込数を併記してください。

ア 平成27年度以降の状況が大きく変更する見込みである

	1日当たり利用 人数	1日の開園時間	実施時の担当職 員数
平日			
休業日			
長期休業日			

5. 保護者の就労等による預かり保育の利用状況

保護者のいずれもが就労している（パートタイムを含みます。）などの事由により預かり保育の利用頻度の高い園児数を記入してください。

ア 1日当たり□人

イ 特に把握していない。

※対象期間はH26.4～6月末までです。

※利用頻度の高い園児とは、1回のみ利用した園児以外を対象として下さい。

※1日当たりの利用人数＝H26.4～6月末利用延べ人数÷開園日数

6. 未就園児の受け入れ状況

子育て支援活動の中で、満3歳未満の未就園児について、保護者が同伴しない形での受け入れを定期的に行っている場合は、その状況を記入してください。

週当たり実施日数 □日、 1日当たり利用人数 □人

※対象期間はH26.4～6月末までです。

※週当たり実施日数は、週で決まった実施日数があればその日数を記入して下さい。週の実施日数でバラつきがある場合は、対象期間の内実施日数合計÷週の数の数字を記入して下さい。

※1日当たり利用人数＝H26.4～6月末利用延べ人数÷開園日数

うち、保護者のいずれもが就労している（パートタイムを含みます。）などの事由により利用頻度の高い人数 1日当たり □人

※対象期間はH26.4～6月末までです。

※利用頻度の高い園児とは、1回のみ利用した園児以外を対象として下さい。

※1日当たりの利用人数＝H26.4～6月末利用延べ人数÷開園日数

※特に把握していない場合は、空欄でお願いします。

〔平成27年度（新制度施行1年目）の予定〕

問1 子ども・子育て新制度への移行（施設型給付の対象施設として、市町村から子ども・子育て支援法に基づく確認を受けること。以下同じ。）について、現時点での貴施設における平成27年度（新制度施行1年目）の対応方針をお答えください。

① 平成27年度（新制度施行1年目）から新制度への移行を予定していますか。

1. 平成27年度は移行しない予定である。⇒②に進んでください。
2. 平成27年度は移行しない方向で検討中。⇒②に進んでください。
3. 平成27年度から移行する予定である。⇒④に進んでください。
4. 平成27年度から移行する方向で検討中。⇒④に進んでください。

※ 新制度への移行に関する正式な手続は、子ども・子育て支援法に基づく確認（みなし確認）又は別段の申出の関係書類により行うこととなります。その手続については、今後、施設の所在市町村から案内を受けることとなりますが、今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではありません。

② 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、預かり保育について、市町村の一時預かり事業（幼稚園型）により実施することも可能ですが、その予定はありますか。

1. 希望する。（1日当たりの想定人数 □人）
2. 実施する方向で検討している。（1日当たりの想定人数 □人）
3. 希望しない。

※ 1日当たりの想定人数＝年間延べ利用人数÷開園日数

③ 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。幼稚園について施設型給付を受けない場合でも、満3歳未満の保育認定子ども（3号定員）について、小規模保育事業等（所在市町村の認可が必要）を幼稚園で併設して実施することも可能ですが、その予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。（事業の想定利用定員 □人）
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない。

※小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

※現時点での見込み人数を記入して下さい。

⇒問2①に進んでください。

- ④ 問1①で「3」「4」を回答した方に伺います。平成27年度の新制度への移行に当たっては、幼稚園のまま移行する予定ですか。それとも認定こども園（幼保連携型又は幼稚園型）の認可・認定を受けたうえで移行する予定ですか。

- | |
|---|
| 1. 幼稚園のままの予定である。⇒⑤に進んでください。
2. 幼稚園のままの方向で検討中である。⇒⑤に進んでください。
3. 認定こども園となって移行する予定である。⇒⑧に進んでください。
4. 認定こども園となって移行する方向で検討中である。⇒⑧に進んでください。
5. 検討中である。⇒問2②に進んでください。 |
|---|

- ⑤ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。平成27年度以降の幼稚園の利用定員は何人を想定していますか。

1号定員 <input type="checkbox"/> 人

※施設型給付の対象施設として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。なお、認可定員を超える利用定員を想定している場合は、認可定員の増加に係る園則変更の認可を得ることが必要となりますのでご注意ください。恒常的に認可定員を下回っている場合は、過大な利用定員は実態に合わない低い公定価格単価が適用されることにつながりますので、利用状況に応じた適切な利用定員を考えていく必要があります。

※現時点での見込み人数を記入してください。

- ⑥ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型）により実施する予定はありますか。

- | |
|--|
| 1. 希望する。 (1日当たりの想定人数 <input type="checkbox"/> 人)
2. 実施する方向で検討している。 (1日当たりの想定人数 <input type="checkbox"/> 人)
3. 希望しない。 |
|--|

※新制度へ移行する園における預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業（幼稚園型）が基本となります。

※1日当たりの想定人数＝年間延べ利用人数÷開園日数

- ⑦ 問1④で「1」「2」を回答した方に伺います。満3歳未満の保育認定子ども（3号定員）について、小規模保育事業等（所在市町村の認可が必要）を幼稚園で併設して実施する予定はありますか。事業の利用定員は何人を想定していますか。

1. 実施を希望する。（事業の想定利用定員 人）
2. 実施する方向で検討している。
3. 実施を希望しない。

※小規模保育事業等には家庭的保育事業を含みます。3号認定子どもを対象として、定員が6人から19人の場合は小規模保育事業、5人以下の場合は家庭的保育事業を実施することができます。

※現時点での見込み人数を記入してください。

⇒問2②に進んでください。

- ⑧ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園は幼保連携型と幼稚園型のいずれを予定していますか。

1. 幼保連携型
2. 幼保連携型の方向で検討中である。
3. 幼稚園型
4. 幼稚園型の方向で検討中である。
5. 検討中である。

- ⑨ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園の利用定員は、教育標準時間認定子ども（1号定員）、保育認定子ども（2号・3号定員）それぞれ何人を予定していますか。

- 1号定員 人
2号・3号定員 人

※現時点での見込み人数を記入してください。

- ⑩ 問1④で「3」「4」を回答した方に伺います。認定こども園の教育標準時間認定子ども（1号定員）の預かり保育については、一時預かり事業（幼稚園型）により実施する予定はありますか。

1. 希望する。（1日当たりの想定人数 人）
2. 実施する方向で検討している。（1日当たりの想定人数 人）
3. 希望しない。

※1日当たりの想定人数＝年間延べ利用人数÷開園日数

※認定こども園の教育標準時間認定子ども（1号定員）の預かり保育に対する財政支援については、私学助成の預かり保育補助ではなく、市町村の行う一時預かり事業（幼稚園型）が原則となります。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

〔平成28年度（新制度施行2年目）以降の予定〕

問2 子ども・子育て新制度への移行について、現時点での貴施設における平成28年度（新制度施行2年目）以降の対応方針をお答えください。

① 問1①で「1」「2」を回答した方に伺います。平成28年度（新制度施行2年目）以降において新制度への移行を予定していますか。

- | |
|---|
| <p>1. 移行する方向で検討中である。
具体的な移行時期
ア 平成28年度 イ 平成29年度 ウ 平成30年度以降
⇒②に進んでください。</p> <p>2. 状況により判断したい。⇒以上で終了です。ありがとうございました。</p> <p>3. 移行する予定はない。⇒以上で終了です。ありがとうございました。</p> |
|---|

② 問2①で「1」を回答した方と問1④で「1」「2」「5」を回答した方に伺います。平成28年度（新制度施行2年目）以降において認定こども園に移行する予定はありますか。

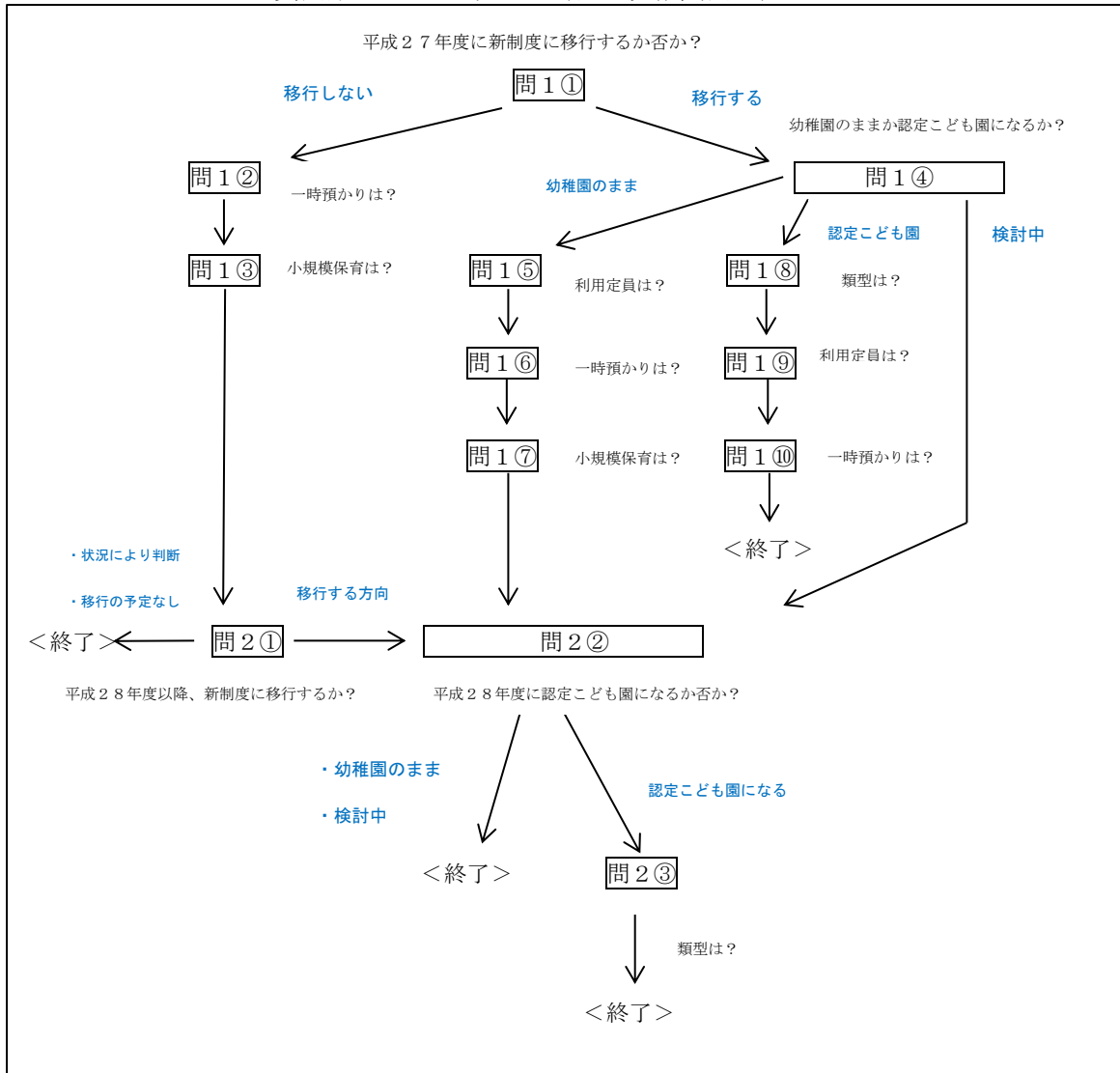
- | |
|---|
| <p>1. 幼稚園のままの方向で検討中である。⇒以上で終了です。ありがとうございました。</p> <p>2. 認定こども園に移行する方向で検討中である。
具体的な移行時期
ア 平成28年度 イ 平成29年度 ウ 平成30年度以降
⇒③に進んでください。</p> <p>3. 検討中である。⇒以上で終了です。ありがとうございました。</p> |
|---|

③ 問2②で「2」を回答した方に伺います。認定こども園に移行する場合、幼保連携型と幼稚園型のいずれを予定していますか。

- | |
|--|
| <p>1. 幼保連携型の方向で検討中である。</p> <p>2. 幼稚園型の方向で検討中である。</p> <p>3. 検討中である。</p> |
|--|

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

質問票フローチャート（私立幼稚園向け）



事 務 連 絡
平成 26 年 6 月 4 日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度 担当部局 御中
各都道府県 私立幼稚園所管部局 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査について

平素より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行準備に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新制度の実施に当たり、私立幼稚園は、新制度に移行するか、引き続き現行の私学助成等を受けるかの選択、新制度に移行する場合には、幼稚園のまま移行するか、認定こども園（幼保連携型又は幼稚園型）となるか等の選択を行うことが必要となるほか、一時預かり事業や小規模保育事業等の実施についても、実情に応じて検討を行う必要があります。このため、既にお知らせしているように、公定価格に係る仮単価の提示と併せて、私立幼稚園の新制度への移行の意向調査を実施することとしています（平成 26 年 4 月 10 日付け事務連絡「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」）。

このたび、5 月 26 日付けで公定価格仮単価表及び関連資料が子ども・子育て会議でとりまとめられ公表されたことを受け、下記のとおり、私立幼稚園の新制度への移行に関する意向調査を実施することといたしますので、各都道府県及び各市町村においては、域内の全ての私立幼稚園（認定こども園を構成するものを含む。）について本調査を円滑に実施することができるよう、格段の御協力をお願いします。また、各都道府県においては、域内の市町村に対し、本調査の実施方針等について周知するとともに、各市町村における本調査の適切な実施及び相談・支援体制の確保にご配慮くださるようお願いいたします。

なお、調査結果については、取りまとめのうえ、公表を予定していることを申し添えます。

記

1 調査の趣旨

- ・現時点における公定価格仮単価等の限られた情報の中ではあるが、国、都道府県及び市町村における新制度実施の準備、事業計画の策定、国の概算要求、予算案の策定等に資するため、私立幼稚園の新制度への移行の見込み等を把握する。
- ・なお、本調査の質問項目、スケジュールについては、主として国の概算要求の実施のため最低限必要なものとして実施するものであり、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて

別途意向調査を行うことを妨げるものではない。

- ・また、平成27年度施行に当たっての施設型給付の対象施設の確認（みなし確認を含む。）又は確認を受けない旨の別段の申出については、各市町村において、別途改めて秋頃をめぐりに手続の案内を行った上で対象施設の方針を確認することを想定している。したがって、設置者は今回の調査に対する回答内容に拘束されるものではない。

2 調査の実施主体

- ・都道府県及び所在市町村※

※ 私立幼稚園について、子ども・子育て支援法に基づきみなし確認又は別段の申出に関する事務を行うこととなる市町村（政令指定都市及び中核市を含む）

3 調査の対象

- ・私立幼稚園（認定こども園を構成しているものを含む。）の設置者
- ・調査への回答の単位は施設ごと

4 調査票等の様式

- ・国からモデル質問票を提示

（主な質問事項）

- ① 現在の施設の利用状況（広域利用の状況を含む。）
 - ② 新制度への移行見込み・移行する場合の施設の類型（認定こども園への移行を含む。）・移行予定年度
 - ③ 一時預かり事業（幼稚園型）・小規模保育事業等の実施希望 等
- ・都道府県又所在市町村において独自の質問を追加することは可

5 調査の実施方法

- ・都道府県（新制度担当部局及び私立幼稚園担当部局）と所在市町村（新制度担当部局）が連名にて調査を実施することを基本とすること（都道府県と所在市町村で十分調整の上、これと異なる方法も可とする。）。
- ・都道府県及び所在市町村で独自の追加質問がある場合、両者で相談の上、項目を追加すること。また、追加方法としては、モデル質問票に質問を追加して送付する、又はモデル質問票とは別に追加質問を送付することが考えられるが、独自の質問に対する回答は、国に提出する集計表には加えないこと。
- ・同一設置者が複数の施設を設置している場合も含め、回答は施設ごとに所在市町村に提出すること。
- ・所在市町村は域内の全施設の回答を集計表にとりまとめて都道府県に提出すること。
- ・都道府県は域内の全市町村の集計表をとりまとめて国に提出すること。

6 スケジュール

6月4日 モデル質問票を国から都道府県、政令指定都市、中核市に配付

6月11日まで 追加質問がある場合も含め、都道府県及び所在市町村の連名で、正式の調査依頼を送付

※調査依頼文の参考例を後日提供予定

7月11日まで 各設置者が所在市町村に回答を提出

7月18日まで 各所在市町村が回答を集計表（市町村単位）にとりまとめて都道府県に提出

※集計表の参考例を後日提供予定

7月25日まで 各都道府県が回答を集計表（都道府県単位）にとりまとめて国に提出

※集計表の参考例を後日提供予定

7 留意事項

- (1) 各都道府県及び所在市町村においては、本調査の実施に当たり、4月10日付け事務連絡「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」に従って、相談・支援に関する担当窓口をあらかじめ設置し、域内の私立幼稚園設置者に案内すること。
- (2) 各都道府県は、本調査の実施に当たり、私立幼稚園に係る認可や利用状況等、私学助成の仕組み（要綱等）、助成状況等を所在市町村に提供するなど、私立幼稚園に係る情報共有に努めること。なお、平成27年度以降の私学助成や一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価見込みは現時点で提示できていないことから、各設置者においては、直近年度における各都道府県の私学助成の補助額を参考に検討願いたいこと。
- (3) 各都道府県、政令指定都市、中核市においては、各設置者における検討時間を十分確保する観点から、モデル質問票を速やかに周知するとともに、できるだけ早期に設置者向け説明会を開催するなど、速やかな情報提供に努めること。
また、所在市町村の担当窓口において、本調査に関する相談・質問も含め、設置者からの照会等に対応する体制確保に配慮願いたいこと。
- (4) 本調査により所在市町村に居住する者以外の利用（広域利用）の状況を把握した所在市町村においては、利用者の居住地市町村に調査結果等を送付し、情報共有を図ること。当該広域利用の状況は都道府県とも共有を図り、必要に応じて、都道府県が広域調査を行うこと。
- (5) 回答は所在市町村に対して提出することを基本とするが、特別な事情がある場合は、所在市町村と都道府県で十分調整の上、設置者が都道府県に直接回答を提出する方法も可とする。その場合は、都道府県から当該市町村に調査結果等を送付し、情報共有を図ること。
- (6) 仮単価提示後の設置者の意向について、国から示すモデル質問票に記載の情報を最低限盛り込んだ調査を行って頂くことが基本であるが、都道府県、所在市町村において同様の調査を既に行っており、この機会に改めて調査を行うことが難しいなどの特別な事情がある場合は、既存の調査結果の中から該当する項目をとりまとめた上で提出することも可とする。

【担 当】 文部科学省初等中等教育局 幼児教育課
林俊宏、相原康人、渡邊千春
TEL 03-5253-4111（内線）2712
直 通 03-6734-3136
FAX 03-6734-3736
E-mail youji@mext. go. jp

幼稚園の公定価格試算

○入力方法

- ・ 赤色のセルはドロップダウンリストから該当する選択肢を選ぶ
- ・ 青色のセルは直接数字を入力（0以上の整数）

リストから選択

数字を入力

1 基本情報

(1) 施設所在地の地域区分を選択

その他地域

- (2) 施設の利用定員数（認可定員の範囲内で市町村の確認を受ける予定の人数）を入力（何も入力しない（0人のまま）場合は、（3）の合計園児数を利用定員として仮定した場合に適用される単価により試算します。）

0人

(3) 在籍園児数を年齢別に入力

年齢	在籍園児数	年間在籍換算人数	合計園児数
5歳児 ^{※1}	0人	/	0人
4歳児 ^{※1}	0人		
3歳児 ^{※2}	0人		
満3歳児 ^{※3}	0人		
		↑自動計算	↑自動計算

※1 年度の初日の前日における満年齢。

※2 年度の初日の前日における満年齢。満3歳児に該当する者を除く。

※3 当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児。年度末時点で在籍する人数を入力。その半分の人数（小数点以下切上げ）が1年間にわたって継続して在籍するものと仮定して公定価格収入を算定します。

2 加算部分1

(1) 処遇改善等加算

職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を入力

0%

→現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）民改費加算の加算率の適用方法（下表）を参考に加算率を暫定的に入力してください。なお、現行の保育所運営費における民

（参考）平成26年度保育所運営費における民改費の加算率

加算率の区分	職員1人当たりの平均勤続年数
12%加算分	10年以上
10%加算分	7年以上 10年未満
8%加算分	4年以上 7年未満
4%加算分	4年未満

(2) 副園長・教頭設置加算

副園長又は教頭を配置する場合は「あり」を選択

なし

(3) 3歳児配置改善加算

3歳児の配置基準を15：1により実施する場合は「あり」を選択

なし

(4) 満3歳児対応教諭配置加算

満3歳児の配置基準を6：1により実施する場合は「あり」を選択

なし

(5) チーム保育加配加算

チーム保育を行う教諭等数（基本分単価に含まれる配置基準や上記（3）、（4）等の職員配置による必要教諭等数を上回る教諭等数）を選択

（上限は利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人）

0人

(6) 通園送迎加算

通園送迎を行う場合は「あり」を選択

なし

(7) 給食実施加算

週当たりの給食実施日数を選択

0日

(8) 外部監査費加算

公認会計士等による外部監査を実施した場合は「あり」を選択

なし

3 調整部分

(1) 年齢別配置基準を下回る場合

年齢別の教諭等の配置が、公定価格（基本分）における配置基準を下回る場合は「あり」を選択

なし

下回る人数

0人

(2) 定員を恒常的に超過する場合

連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合は「あり」を選択

なし

4 加算部分2

(1) 主幹教諭等専任加算*1

主幹教諭等が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要教諭数に加えて代替要員を1人加配する場合は「あり」を選択

なし

(2) 子育て支援活動費加算*1

(1)が「あり」の場合は「あり」を選択

なし

(3) 療育支援加算

障害児を受け入れている施設で、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合は、A・Bいずれか該当する区分のセルから「あり」を選択

※（1）の主幹教諭等専任加算が「あり」の場合のみ加算

A 特別児童扶養手当支給対象受入施設

なし

B それ以外の障害児受入施設

なし

(4) 冷暖房費加算

施設の所在する地域の区分※を選択

その他の地域

※1級地から4級地・・・国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条1号及び第2号に掲げる地域

その他地域・・・1級地から4級地以外の地域

(5) 学校関係者評価加算

学校関係者評価を実施する場合は「あり」を選択

なし

(6) 除雪費加算

豪雪地帯[※]に所在する施設の場合は「あり」を選択

なし

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

(7) 降灰除去費加算

降灰防除地域[※]に所在する施設の場合は「あり」を選択

なし

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

(8) 施設機能強化推進費加算^{*1}

職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設の場合は「あり」を選択

なし

(9) 小学校接続加算

小学校との接続を見通した活動を行う場合は「あり」を選択

なし

(10) 栄養管理加算

栄養士を活用して給食を実施する場合は「あり」を選択

なし

(11) 第三者評価受審加算

第三者評価を受審する場合は「あり」を選択

なし

*1 以下の事業等のうち、複数を実施している場合に、費用を加算
(一時預かり事業、満3歳児受入又は障害児受入施設)

☆公定価格の試算結果

質改善後 or 質改善前 ⇒ 質改善後

年間運営費額 #DIV/0!

園児1人当たり #DIV/0!